

## 天使大学 新型コロナウイルスの感染状況に応じた活動制限ガイドライン

2022年1月17日改訂

レベル・目安となる状況			授業（講義・演習・実習）	研究活動	学生活動	教職員の勤務体制等 ※非常勤講師等も含む	会議	学外者の出入り
0	制限なし	—	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
1	一部制限	北海道に感染者が発生し、外出自粛要請は出ていないが、感染防止に注意が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>「対面授業」を行う場合は感染防止に配慮して実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止措置を講じた上で、研究を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止に留意して入校を認める。</li> <li>部活動・課外活動は、顧問の許可を得たうえで、感染防止に配慮して実施する。ただし、感染状況に応じて、活動に制限を設ける場合がある。</li> <li>アルバイトは感染防止に配慮して行う。ただし、実習等の関係で制限を設ける場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止に配慮して、通常と同じ範囲の業務を行う。</li> <li>感染者が多い地域（※）への出張等の往来は、各部署の長（委員長等を含む）の判断に委ねる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止に配慮した上で、対面会議を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入校時は検温・アルコールによる手指消毒をし、学内では感染防止対策を徹底する。</li> </ul>
2	制限(小)	以下のいずれかに該当する場合 ①北海道知事から外出自粛要請、その他の行動規制があつた場合 ②本学として学内での学生・教職員の感染防止に十分な注意が必要と判断する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>「対面授業」を行う場合は感染防止に配慮して実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止措置を講じた上で、研究を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止に留意して入校を認める。ただし、感染状況に応じて、入校に制限を設ける場合がある。</li> <li>部活動・課外活動は、顧問の許可を得たうえで、感染防止に配慮して実施する。ただし、感染状況に応じて、活動に制限を設ける場合がある。</li> <li>アルバイトは感染防止に配慮して行う。ただし、実習等の関係で制限を設ける場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止に配慮して、通常と同じ範囲の業務を行う。</li> <li>必要に応じて一部の教職員に在宅勤務、時差出勤、執務室の分散等を命じる。</li> <li>感染者が多い地域（※）への出張等の往来は、各部署の長（委員長等を含む）の判断に委ねる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止に配慮した上で、対面会議を実施してもよいが、オンライン会議を推奨する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入校時は検温・アルコールによる手指消毒をし、学内では感染防止対策を徹底する。</li> </ul>
3	制限(中)	国が札幌を対象とした「まん延防止等重点措置」を発出し、その地域に本学が含まれる場合、または札幌がこれに準ずる感染状況である場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>「オンライン授業」を推奨し、「対面授業」を行う場合は感染防止に配慮して実施する。</li> <li>学外実習の実施は、各学科・研究科の判断に委ねる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止措置を講じた上で、研究を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅からの不要不急の外出を自粛する。</li> <li>感染防止に留意して入校を認める。ただし、感染状況に応じて、入校に制限を設ける場合がある。</li> <li>部活動・課外活動は、顧問の許可を得たうえで、感染防止に配慮して実施する。ただし、感染状況に応じて、活動に制限を設ける場合がある。</li> <li>アルバイトは感染防止に配慮して行う。ただし、実習等の関係で制限を設ける場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて一部の教職員に在宅勤務、時差出勤、執務室の分散等を命じる。</li> <li>自宅からの不要不急の外出を自粛する。</li> <li>感染者が多い地域（※）への出張等の往来は、各部署の長（委員長等を含む）の判断に委ねる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止に配慮した上で、対面会議を実施してもよいが、オンライン会議を推奨する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入校時は検温・アルコールによる手指消毒をし、学内では感染防止対策を徹底する。</li> </ul>
4	制限(大)	国が北海道を対象とした「緊急事態宣言」を発出した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>「オンライン授業」を推奨する。</li> <li>「対面授業」を行う場合は「50人以内」とし、感染防止に最大限配慮して実施する。</li> <li>学外実習の実施は、各学科・研究科の判断に委ねる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中止することで大きな損失を被るような研究のみ感染防止対策を講じた上で行う。それ以外の研究者は自宅で研究活動を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅からの不要不急の外出を自粛する。</li> <li>感染防止に留意して入校を認める。ただし、感染状況に応じて、入校に制限を設ける場合がある。</li> <li>対面での部活動・課外活動を原則自粛する。</li> <li>アルバイトは感染防止に配慮して行う。ただし、実習等の関係で制限を設ける場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて一部の教職員に在宅勤務、時差出勤、執務室の分散等を命じる。</li> <li>出勤する教職員は、最大限の警戒感をもって感染防止を徹底する。</li> <li>自宅からの不要不急の外出を自粛する。</li> <li>感染者が多い地域（※）への出張等の往来は、各部署の長（委員長等を含む）の判断に委ねる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、オンライン会議またはメール等による書面審議とする。</li> <li>やむを得ず「対面会議」を実施する場合は感染防止に最大限配慮して実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入校する場合は本部の許可を得たうえで認める。</li> <li>入校時は検温・アルコールによる手指消毒をし、学内では感染防止対策を徹底する。</li> </ul>
5	活動の原則停止	札幌市でオーバーシュート等が発生し、北海道知事から強い休業要請があるなど、大学を閉鎖せざるを得ない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての授業を休講とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての研究活動を中止する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅からの外出を自粛する。</li> <li>学生の入校を禁止する。</li> <li>部活動・課外活動を禁止する。</li> <li>アルバイトを自粛する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学施設の維持管理要員のみ出勤する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン会議またはメール等による書面審議とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学外者の入校を禁止する。</li> </ul>

※「感染者が多い地域」とは、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言が発出されている地域です。